

令和5年度 清川村消防審議会会議 次第

日 時 令和5年10月19日(木)

午後7時から

場 所 清川村役場3階 第2・3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 役員選出

4 議 題

(1) 令和5年度消防団の活動等について

(2) 消防団の組織体制について

(3) 女性消防団員の採用について

(4) 地域防災計画の見直しについて

(5) その他

5 閉 会

清川村消防審議会委員名簿

任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（村議会議員以外）

任 期 令和5年5月1日から令和7年4月30日まで（村議会議員）

令和5年5月1日現在

No.	役 職	選出区分	氏 名	備 考
1		村議会議員	山 本 雅 彦	
2		〃	落 合 美 和	
3		自治会長 (谷太郎)	中 尾 恵 美 子	地 区 表
4		〃 (大野)	細 野 正 志	〃
5		〃 (清水ヶ丘1区)	山 口 健 人	〃
6		〃 (宮ヶ瀬1・2区)	橋 本 直 人	〃
7		消防団員	小 島 高 徳	団 長
8		〃	川 田 美 徳	副 団 長
9		〃	尾 澤 孝 徳	〃
10		〃	小 俣 直 明	本部付分団長

令和5年度 消防団主要活動事業

区 分	内 容
予防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋季火災予防運動（11月9日～15日） ・ 春季火災予防運動（3月1日～7日）
警戒活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害警戒 地震、台風、大雨等 ・ イベント時警戒 青龍祭、八幡神社祭礼、宮ヶ瀬ふるさとまつり（花火大会）、宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい ・ 歳末火災特別警戒（12月25日～31日）、督励
訓練・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械器具定期点検（月2回） ・ 消防ポンプ性能試験（年1回） ・ 防災訓練（8月最終日曜日） ・ 消防活動合同訓練（清川分署合同） 消防震災対応（清川分署合同） ・ その他各種訓練
講習会・研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防講習会 ・ 普通救命講習 ・ 県消防協会研修会（年8回）
会議等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団幹部役員等会議（年3回） ・ 消防審議会
その他行事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防演習（7年毎） ・ 神奈川県消防操法大会出場（隔年） ・ 消防出初式
広域連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県消防協会厚木市愛甲郡支部事業 総会、役員会、研修会、防火ポスターコンクール ・ 県央都市消防団長会 総会、役員会、研修会 ・ 消防団やまなみサミット ・ かながわ消防フェア

令和5年度消防団員報酬額等について

令和5年4月1日現在

1. 消防団員報酬額 [年額]

- | | | | |
|----------|----------|----------|---------|
| (1) 団 長 | 144,000円 | (5) 班 長 | 51,000円 |
| (2) 副団長 | 108,000円 | (6) 団 員 | 45,000円 |
| (3) 分団長 | 87,000円 | (7) 役場隊員 | 24,000円 |
| (4) 副分団長 | 81,000円 | | |

2. 消防団員出動報酬 [日額]

出動の種類	支給額	備考
火災・水防 その他の災害	出動時間が4時間以内の場合 日額4,000円	
	出動時間が4時間を超える場合 日額8,000円	
警戒・訓練 その他の出動	1回につき 2,000円	

※ 出動報酬の支給方法については、表により行います。

また、警戒・訓練その他の出動のうち報酬の支給対象は、次のとおりとします。

- | | | |
|-----------------|------------------------|-----------|
| (1) 動力消防ポンプ性能試験 | (2) 支部教養研修 | (3) 操法講習会 |
| (4) 火災予防運動 | (5) 歳末特別警戒 ①特別警戒 ②督励巡視 | |
| (6) 消防出初式 | (7) 花火警戒、救急法講習会、警防訓練など | |

3. その他 [報償金等]

- (1) 新入団員報償金 (入団時：5万・3年後：3万・5年後：2万)
- (2) 退職報償金 (5年以上在籍)
- (3) 消防団員家族慰安用商品券 (隔年：全団員配付1万)

以上、全て団員個人口座へ振り込みしています。

清川村の消防現勢

令和5年10月1日現在

1 消防車両

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 指令車 | 1台 |
| (2) 小型動力ポンプ付積載車 [分団車両] | 5台 |
| (3) 電源照明車 | 1台 |
| (4) 資機材搬送車 | 2台 |

2 消防団員等

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 消防団 [5個分団] | 85名 (R4:84) |
| ・基本消防団員 | 63名 (R4:62) |
| ・機能別消防団員 | 22名 (R4:22) [役場職員] |

3 火災発生状況 (令和5年中)

1件 (対前年比 ±0件) 2月

※令和5年9月末日現在

[住民基本台帳]

{	人口	2,733人
	世帯数	1,258世帯

清川村消防団員数推移

[各年4月1日現在]

(単位:人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
本部	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
1分団	20	22	18	19	18	17	18	18	16	16
2分団	17	17	16	20	20	21	19	20	17	17
3分団	16	14	15	19	19	20	19	17	15	16
4分団	16	17	17	17	17	16	13	10	10	10
役場	—	—	23	21	19	16	18	20	22	22
計	74	75	94	101	98	95	92	90	84	85

※厚木市との消防広域化始まる。[消防の事務委託]



清川村消防団 消防団員 募集中!

あなたも消防団員の一人となり、「自分たちの地域は自分たちで守る」ための活動を一緒にしませんか。

村の安全を守り、安心して暮らせる生活のためには、消防団員の力が必要です。地域の安全・安心の守り手として、消防団への入団を心からお待ちしています。

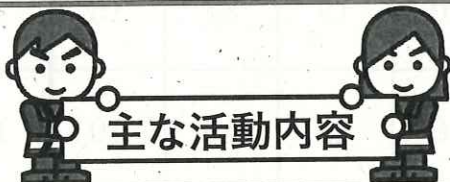
*清川村消防団には、4つの分団があります。

第1分団は、金翅（沖）から下舟沢（下地区）と 清水ヶ丘3・4・5区

第2分団は、根岸から尾崎（中地区）と 清水ヶ丘1・2区

第3分団は、法論堂から下原（上地区）

第4分団は、宮ヶ瀬（宮ヶ瀬地区）と 札掛 が担当地区です。



主な活動内容

○通常活動

- ・消防ポンプ等資機材の点検や訓練の実施
- ・区域内の防火水槽や消火栓の点検

○火災・災害等対応

- ・消火活動のほか、台風等での水防活動、その他救助活動等

○火災予防週間等での啓発活動

- ・春季、秋季、歳末の火災予防週間等での防火啓発活動

○その他

- ・防災訓練や消防出初式への参加、消火訓練や救命講習の受講、花火大会での警戒等
- ・隔年で開催される県消防操法大会への出場

★活動状況★



◆消防水利点検



◆消防ポンプ性能検査



◆消防操法大会



◆消防出初式



次の要件を満たしている方

- ①村内に在住勤務の方
- ②年齢が18歳以上の方
- ③心身とも健康な方

○消防団員になると

- ・村の非常勤特別職となり、団員報酬（団員：4万5千円／年）が支給されます。
- ・活動中に負傷等した場合は、公務災害として補償されます。

◎入団時から複数回に分けて新入団員報償金が支給されます。

入団時：5万円 3年経過時：3万円 5年経過時：2万円



入団希望や詳しく聞きたい方は下記までご連絡ください。

清川村役場 -6-総務課 消防団担当 046-288-1212（直通）

近隣の女性消防団員について

令和5年4月1日現在

	人 数	活動内容等	場 所
厚木市	9人 511名中	<p>女性消防団員数は、令和5年4月1日現在で9名の女性消防団員が在籍。</p> <p>地域の各分団ではなく、消防団本部に配属されているため、器具置場の更衣室については、未整備。</p> <p>主な活動内容は、火災予防等広報活動、応急手当の普及啓発、一人暮らしの高齢者等への防火指導、各種消防訓練・器具点検、災害発生時の後方支援など。</p>	・ 消防本部
愛川町	3名 197名中	<p>女性消防団員数は、令和5年4月1日現在、3名の女性消防団員が在籍。</p> <p>組織上、女性限定の分団等は設けておらず、処遇等は男性団員と同等で部に所属。</p> <p>消防団器具置場等については、未整備。</p> <p>主な活動内容は、消火活動、自然災害時の活動、捜索活動、災害の火災予防など。</p>	・ 1分団 (田代地区)

第1 計画見直しの方針

清川村地域防災計画（以下「本計画」）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、清川村防災会議が作成する計画です。

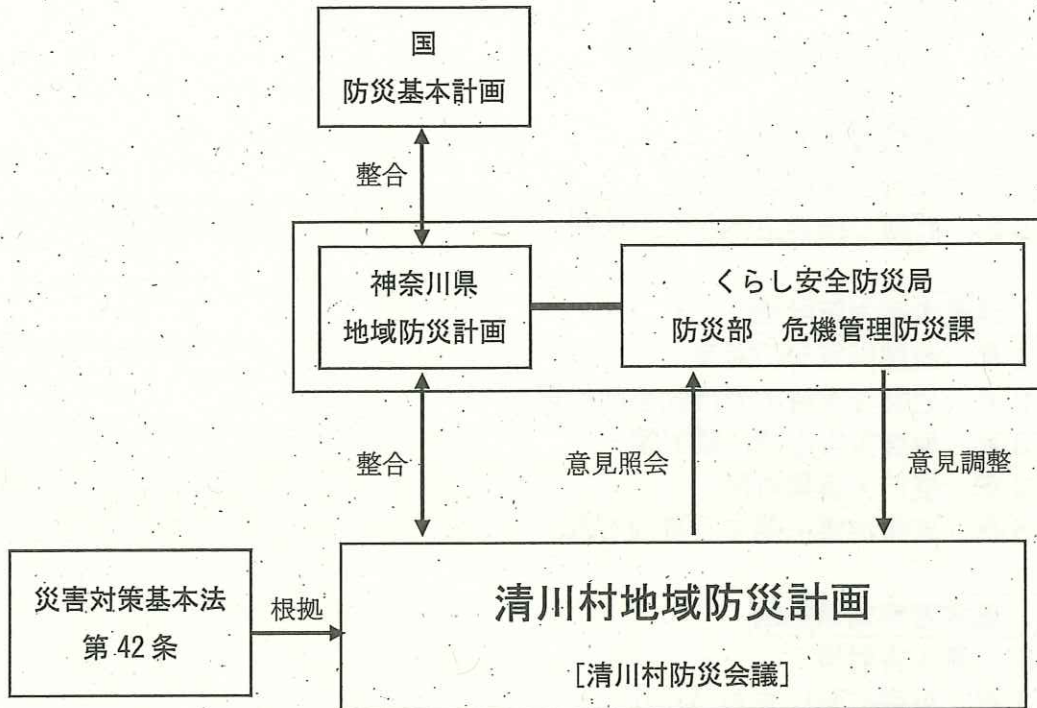
村の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関、村民が行うべき事務及び業務の大綱を定めています。

本計画は、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、村民が持つ全機能を有効に発揮して、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

また、令和元年10月の台風19号時の本村の警戒対応及び被害状況を踏まえるとともに、災害対策基本法等の一部改正、防災基本計画の修正、避難情報に関するガイドラインの改定等を受け、神奈川県地域防災計画を含めた修正整合を図りつつ、現行の地域防災計画（平成31年4月）改定以降に全国各地で発生した地震災害や豪雨災害等の教訓等を考慮しながら、必要事項の見直しを行います。

第2 清川村地域防災計画の位置づけ

清川村地域防災計画の位置づけは以下のとおりです。



第3 計画の体系（全体構成）

清川村地域防災計画の全体構成は以下のとおりです。

第1編 総 則

- 第1章 計画の目的及び策定方針
- 第2章 村の特性
- 第3章 地震被害の想定
- 第4章 風水害等被害の想定
- 第5章 計画の推進主体とその役割

第2編 地震災害対策計画

- 第1章 地震災害予防対策
- 第2章 地震災害時応急活動事前対策
- 第3章 地震災害応急活動対策
- 第4章 復旧・復興対策
- 第5章 東海地震に関する事前対策

第3編 風水害等対策計画

- 第1部 風水害対策
 - 第1章 災害に強いまちづくり
 - 第2章 災害時応急活動事前対策の充実
 - 第3章 災害時の応急活動対策
 - 第4章 復旧・復興対策
- 第2部 特殊災害対策
 - 第1章 火山災害対策
 - 第2章 雪害対策
 - 第3章 航空災害対策
 - 第4章 道路災害対策
 - 第5章 危険物等災害対策
 - 第6章 大規模な火事災害対策
 - 第7章 林野火災対策
 - 第8章 その他の災害に共通する対策

第4編 資料

第4 主な修正項目

■全編にわたる修正事項

1. 村及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の見直し
神奈川県地域防災計画の見直しや清川村の現状を反映させ、村及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の見直しを行います。
2. 職員の配備体制基準の見直し
清川村の現状を踏まえ、災害の発生を未然に防止し又は被害の軽減を図るため、職員の配備体制の基準の見直しを行います。
3. 清川村災害対策本部組織の編成及び各課の役割分担の見直し
清川村の現状を踏まえ、村災害対策本部組織の編成及び各課等の役割分担の見直しを行います。

■避難情報・避難等に関する修正事項

4. 避難所外避難者への対策
関係機関等と連携し、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や物資等の供給、健康状態の把握などに努める旨など記載の内容の見直しを行います。
5. 避難行動要支援者の個別避難計画の作成の明記
神奈川県地域防災計画の見直しにより、避難行動要支援者に関する個別避難計画の作成する旨を明記します。
6. 避難勧告・指示の一本化等に伴う名称の修正
災害対策基本法等の一部改正及び国が作成した「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)の改定を踏まえ、表示の見直しを行います。

■風水害対策

7. 「避難情報に関するガイドライン」に沿った避難指示等の判断基準例の作成
「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)に沿った修正として、河川の氾濫のおそれのある場合の避難指示等の判断基準例の見直しを行います。
8. 避難行動(立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保)の見直し
「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)の改定を踏まえ、避難行動の分類(立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保)について、見直しを行います。

■新型コロナウイルス等の感染症を踏まえた対策

9. 新型コロナウイルス等の感染症を踏まえた対策の追加

新型コロナウイルス等の感染症を踏まえた対策として、避難所対策などについて見直しを行います。

清川村消防審議会規程

昭和41年8月1日規程第1号

改正 平成5年6月18日訓令第2号

第1条 本村における消防の十分なる発展に資し、以って消防行政の、円滑な運営を図るため消防審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条 審議会は、清川村消防審議会と称す。

第3条 審議会の所掌事務・組織・運営等については、この規程の定めるところによる。

第4条 審議会は、消防団に関する重要事項については、村長の諮問に答え村長に建議する。

第5条 審議会は委員11名をもって組織し、次の各号に掲げる職にある者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村議会議員 2名
- (2) 自治会長 4名
- (3) 消防団員 5名

2 議会正副議長並びに、議会総務文教常任委員会委員長は、審議会の会議に出席し発言することができる。

第6条 委員の任期は、2年とする。但し再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は審議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

第8条 審議会は、会長が招集し会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、委員定数の3分の1以上の要求があれば、会長は、その招集をしなければならない。

4 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第9条 この規程で定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会には
かって定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年6月18日訓令第2号)

この訓令は、公表の日から施行する。

